# 倉吉北高等学校育友会会則

#### 第1章 総

(名称及び事務局)

第1条 本会は倉吉北高等学校育友会と称し、事務局を倉吉北高等学校内に置く。

(会員)

第2条 本会の会員は本校生徒の保護者・職員及び本会の目的に賛同する者により構成する。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は学校教育の目的達成に協力すると共に、家庭教育及び社会教育の振興並びに 会員相互の研修・親睦を図ることを目的とする。

## (事業)

第4条 本会は第3条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1.学校と家庭との連絡を緊密にし、併せて家庭教育及び社会教育の改善を図る。
- 2. 学校教育施設充実の援助。
- 3. 教師の研究活動の援助。
- 4.会員の研修及び相互親密を図る。
- 5. その他本会の目的および教育上必要な事業を行う。

## 第3章 役員の任務及び選出

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。本会の役員は部活動後援会の役員を兼任する

1.会長

1名 6名(内会員5名・学校長) 2. 副会長

3. 監事 3名

4. 各部専門部長 5名

5. 幹事 事務局より若干名

## (任務)

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1.会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2. 副会長は会長を禰佐し、会長事故ある時は、その任務を代行する。
- 3. 監事は本会の事業及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 4. 各部専門部長は各専門部を統括する。
- 5. 幹事は本会の庶務・会計事務を取り扱う。

### (選出)

第7条 役員の選出は次のとおりとする。

- 1.会長、副会長、監事は総会において選出する。
- 2. 各部専門部長は、各部専門部員により互選する。
- 3.幹事は、学校長が委嘱する。

## (毎期)

第8条 役員の任期は1ケ年とする。再任は妨げない。

#### 第4章 顧 問

### (顧問)

第9条 本会は会長の必要に応じて、顧問をおくことが出来る。

- 1.顧問は、総会で報告し承認を得る。
- 2.顧問は、会長の諮問に応じる。
- 3.顧問の任期は1年とする。再任は妨げない。

## 第5章 会 議

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

(総会)

- 第11条 1.総会は、毎年度初めに開催する。
  - 2.総会は次の事項を審議する。
    - (1)会則第5条の役員の内、会長・副会長・監事の選出承認。
    - (2)会則の制改廃。
    - (3)決算の承認、予算の決定。
    - (4)事業・会務報告および会計監査報告。
    - (5) その他必要な事項の審議。
  - 3.総会は、会長が召集し出席会員をもって成立する。
  - 4.議事は、出席者の過半数をもって決定する。
  - 5. 臨時総会は、次の場合に開催することが出来る。
    - (1)会長が必要と認めたとき。
    - (2)会員の2分の1以上の請求があったとき。
  - 6.緊急にして、総会を召集することが困難な場合には、役員会を以ってこれに代えることが出来る。由し、この場合は次の総会に報告する。

(役員会)

- 第12条 役員会は、必要に応じ開催し、各種議案の作成、その他重要事項を協議する。
  - 1. 役員会は会長が召集し、役員の2分の1以上の出席をもって成立する。 ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。
  - 2. 盲義事は、出席者の過半数をもって決定する。

## 第6章 専門委員会・専門委員の任務及び選出

(専門委員会)

第13条 本会に専門委員会を置くことが出来る。次の5つの専門部を置き、各部に必要人数を配置する。 広報研究部・生徒指導研究部・生徒会研究部・進路指導研究部・同和教育研究部

(専門委員)

第14条 専門委員は、会長が委嘱する。

(専門委員の任期)

第15条 専門委員の任期は1ケ年とする。再任は、妨げない。

(専門委員の任務)

- 第16条 専門委員の任務は次のとおりとする。
  - (1)専門委員は本会の会務を審議する。
  - (2)専門委員は第13条に記する専門部のいずれかに所属し、各部の事業計画に基づいて研究及び活動を行う。

# 第7章 表彰

(表彰)

第17条 必要に応じて、会員及び生徒を表彰することができる。 表彰規定は別に定める。

## 第8章 弔慰及び見舞い

( 弔慰・見舞金制度 )

第18条 生徒及び会員が死亡または甚大な災害の不幸があったときは、弔慰または見舞い を行う。この規定は別に定める。

## 第9章 会 計

(会計)

第19条 本会の会計は、一般会計および特別会計とする。

- 1.会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2.会計は、半年毎に監査を行い、監査報告を付して、役員会で確認を行う。 また、総会で監査報告を行い、承認を得るものとする。

(一般会計)

第20条 一般会計は、次の通りとする。

- 1.本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。 なお、会費は総会の決議により決定し、これを徴収する。 普通会費 月額500円 特別会費 寄付金等を以ってあてる。
- 2.緊急に必要なときは、総会の承認を得て、臨時に会費を徴収することができる。
- 3.会員に特別の事情あるときは、役員会の承認をえて、会費を減免することができる(特別会計)

第21条 特別会計は、次の通りとする.

- 1.一般会計の繰越金は、総会の決議によって一部を特別会計に廻すことができる。
- 2.特別会計は、特定の事業など必要が生じたとき活用するものとし、総会で報告し定する。また、緊急の場合は、役員会をもって決定することが出来る。 この場合は、総会にて報告し、承認を得るものとする。

### 附 則

(実施の時期)

- 1.本会の会則は、昭和37年4月15日から施行し、同日から適用する。
- 2. 改正 平成 9年 5月 9日から施行し、同日から適用する。
- 3. 改正 平成14年 8月17日から施行し、同日から適用する。
- 4. 改正 平成15年 5月29日から施行し、同日から適用する.。